

令和6年度事業計画

令和4年度から3年間の計画で休眠預金活用事業を活用して当社団の各種事業を展開しているところであるが、令和6年度はその最終年度として、これまでの取組みを評価（中間評価）する中で適宜行ってきた修正を踏まえ、各柱における大きな成果が得られるよう事業に取り組む。特に当社団の持続可能性を意識したファンド・レイジングの取組みにも力を入れる。

また、当社団独自の事業としてこれまでの損害保険等の加入助成等に加え、遠隔地の食堂でも配付物資の受け取りに係る負担が軽くなるようステーション（物資配付拠点）を複数箇所整備するとともに、寄付金を原資とした会員への助成金や桜木事務所の倉庫増設を行う。

1. 食堂の声を行政・県社協等に届ける

(1) 市町村との連携拡大事業

市町村との連携を拡大するために次の事業に取り組む。

- ・こども食堂が無い市町村を減らす。

- ・市町村との連携協定を締結する。

市町村が構築する子育て支援関連のプラットフォームに積極的に加入する

(2) 基本協定締結市町村との連携の深化

締結した基本協定に基づき、具体的な支援策・連携策等を市町村に提案していく。

(3) 県社協における理解促進

県社協（ひいては各市町村社協）の子ども食堂への（側面的）支援に向けた協議を行う。

2. 地域リーダー交流・勉強会開催

(1) 地域連携協定の締結

県内の各地域との連携のあり方を検討・協議のうえ地域連携協定を締結する。

(2) 交流会（情報交換会）の開催

こども食堂支援を充実させるために各地域リーダーと交流会（情報・意見交換会）を開催する。

3. 他地域への波及を図るため、フォーラムを開催

(1) 地域連携フォーラムの開催

連携協定締結の意義や効果を発信し、他地域への波及を図る。

4. 会員向け研修、料理教室

(1) 会員向け研修

会員定例会での知識・技能の習得や、情報交換を行う。

(2) 会員向け料理教室

会員食堂の料理のレパートリーを豊かにする。

(3) 防災ワークショップ開催

災害時における子ども食堂の役割を認識し、発生時に十分機能を発揮できるように備える。

5. 食材提供のロジ整備と企業支援の拡大（ファンドレイジング活動）

- (1) 企業訪問による支援拡大
企業を訪問し、当社団の活動を説明するとともに、当社団への寄付や賛助会員入会をお願いする。
- (2) 賛助会員・寄付者の拡大促進事業
当社団の活動が持続可能となるように、ファンドレイジングの考え方に基づいた様々な取り組みを行う。
- (3) こども食堂体験ツアー
賛助会員や寄付者等に参加を呼びかけ、子ども食堂で会食することでも達の喜びの顔・声に直接触れてもらい、より一層の支援を促す。
- (4) ステーション（物資配付拠点）整備事業
県内遠隔地の食堂が物資を受け取りやすいように、地域内にステーション（物資配付拠点）を設ける。
- (5) 物資配分・記録システムの整備（汎用ソフトのカスタマイズ）
物資の寄付受入れ、配分、記録等を容易に管理できるシステムの導入を行う。

6. 組織基盤の強化

- (1) 新規開設サポートの充実
当ネットワークへの入会申込者に対して、十分な指導や情報提供を行うとともに、入会後の情報提供が十分行えるように、会員連絡・交流用LINE、食支援活動協力会、フードバンク（ママトコ等）等への登録が完了するまで丁寧なサポートを行う。
- (2) 役・職員研修会開催
役職員の意識や知識を高め、組織基盤を強化するために研修会を開催する。
 - ・役職員に対するコンプライアンス研修
 - ・役職員に対する組織基盤強化に関する研修
 - ・役職員に対するファンド・レイジング研修
- (3) 事後評価の実施
休眠預金活用事業の最終年に当たり、事後評価を実施する。

7. 広報・宣伝事業

- (1) 情報発信事業
こども食堂及び当社団についての、一層の周知や理解を増進するために情報発信事業を拡充する。
 - ・You tubeを活用し動画によるこども食堂のPRを行う。
 - ・ニュースレターの作成（年3回～4回）を行う。
- (2) 寄付につながるホームページ作成
単に情報を発信するだけのホームページではなく、共感から行動（寄付）にスムーズに繋がるような仕組みのホームページを開設する。
- (3) 子ども食堂フェスタ（仮称）開催
こども食堂ネットワークの活動を情報発信するとともに、食堂を利用することでも達に楽しんでもらうことを目的に子ども食堂フェスタを開催する。
- (4) 会員へのノボリ旗作成・配布事業
子ども食堂ネットワークの存在を地域住民に一層アピールするためにノボリ旗を作成し、会員食堂に配付し、食堂の営業日には必ず掲げてもらうようにする。

8. 各種会員支援事業（ネットワークの独自事業）

- (1) 損害保険加入助成事業
こども食堂の万一の場合の被害を軽減するため、食中毒等の被害発生を想定した損害保険への加入を1万5千円を上限に実費助成する。

- (2) 食品衛生講習会受講料助成
こども食堂での食中毒発生を防止するため、保健所が実施する食品衛生講習会への参加を奨励し、参加費を1食堂当たり1万円を上限に実費助成する。
- (3) 地域リーダーへの連携促進助成金
地域リーダーが地域内のこども食堂及び行政との連携やこども食堂ネットワークとの連携に必要な活動を行うための経費を助成する。
- (4) 寄付金を原資とした会員の助成金交付事業
令和5年末に頂いた多額の寄付金を原資として、希望する会員全員に対して子ども食堂運営のための助成金として交付する。
- (5) 桜木事務所の倉庫増設事業（寄付金を原資とする）
令和5年末に頂いた多額の寄付金を原資として、ストックスペースの拡充と、物資の夜間の受け取りが可能となるように、桜木事務所の倉庫を増設する。
- (6) 県内遠隔地への物資等運搬事業（県補助事業で実施）
県内遠隔地の食堂に宅配便を利用し、必要に応じて寄付物資（食品含む）を配送する。
- (7) 啓発ポスター等作成事業（県補助事業で実施）
子ども食堂をより広く知ってもらい、寄付者（支援者）の増加につなげるためのポスターを作成する。